新旧対比表（りそなビジネスデビットカード規定）

項目	改定前	改定後	備考
17.（相殺）	当社は、本会員に対する普通預金を含む預金等の返還債務と、Visaデビットカード取引にかかる本会員の当社に対する未払債務とを相殺することができるものとします。	当社は、本会員に対する普通預金を含む預金等の返還債務と、Visaデビットカード取引にかかる本会員の当社に対する未払債務とを、あらかじめ会員に通知することなく、当社の判断によりいつでも相殺することができるものとします。	相殺通知送付時期の明確化（送付時期は現行から変更なし）
20.(カードの紛失・盗難、偽造・変造・番号盗用および損害の補てん) **(2)⑥**	本規定に違反している状況において紛失・盗難等が生じた場合	本規定に違反している状況または本規定に定める会員資格取消し事由に該当する状況において紛失・盗難等が生じた場合	損失補てん対象外事由を明確化